

## 電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)						新条文(R4.4)						改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文	
												標題	電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書	見直しによる削除	
												標題	電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書		
2	0	0	0	0	1	第2編						第2編	器具及び材料編		
2	3	0	0	0	1	第3章	2	3	0	0	0	1	第3章	電気設備工事材料	
2	3	2	0	0	1	第2節	2	3	2	0	0	1	第2節	配管類	
2	3	2	2	0	1	2-3-2-2									見直しによる削除
2	3	2	2	1	1	1.									見直しによる削除
2	3	2	2	2	1	2.									見直しによる削除
2	3	2	2	2	2										見直しによる削除
							2	3	5	0	0	1	第5節	ハンドホール	見直しによる追加
							2	3	5	0	0	2		ハンドホールは、JIS C 3653(電力用ケーブルの地中埋設の施工方法)4.3地中箱によるほか、以下によるものとする。	見直しによる追加
							2	3	5	1	0	1	2-3-5-1	プレキャストハンドホール	見直しによる追加
							2	3	5	1	1	1	1.	1. プレキャストハンドホールは、通過車両などの重量物の荷重に耐え得る構造でなければならない。	見直しによる追加
							2	3	5	1	2	1	2.	2. 形状及び寸法は、設計図書によらなければならない。	見直しによる追加
							2	3	5	2	0	1	2-3-5-2	現場打ちハンドホール	見直しによる追加
							2	3	5	2	1	1	1.	1. 現場打ちハンドホールの材料は、第2編第2章土木工事材料の規定による。	見直しによる追加
							2	3	5	2	2	1	2.	2. 使用材料の規格などは、設計図書によらなければならない。	見直しによる追加
							2	3	5	3	0	1	2-3-5-3	ハンドホール鉄ふた	見直しによる追加
							2	3	5	3	1	1	1.	1. ハンドホール鉄ふたは、道路構造令に基づく車両荷重などに耐え得る構造とし、破壊荷重等を表示するものとする。	見直しによる追加
							2	3	5	3	2	1	2.	2. 形状及び寸法は、設計図書によらなければならない。	見直しによる追加
							2	3	5	3	2	1	3.	3. ふた開閉工具をハンドホールの種別ごとに1組以上添付するものとする。	見直しによる追加
							2	3	5	3	4	1	4.	4. 光ケーブル用ハンドホールの鉄ふたは、鍵を取り付けられる構造とする。	見直しによる追加
							2	3	6	0	0	1	第6節	マンホール	見直しによる追加
							2	3	6	0	0	2		マンホールは、JIS C 3653(電力用ケーブルの地中埋設の施工方法)4.3地中箱によるほか、以下によるものとする。	見直しによる追加
							2	3	6	1	0	1	2-3-6-1	ブロックマンホール	見直しによる追加
							2	3	6	1	1	1	1.	1. ブロックマンホールは、通過車両などの重量物の荷重に耐え得る構造でなければならない。	見直しによる追加
							2	3	6	1	2	1	2.	2. 形状及び寸法は、設計図書によらなければならない。	見直しによる追加
							2	3	6	2	0	1	2-3-6-2	現場打ちマンホール	見直しによる追加
							2	3	6	2	1	1	1.	1. 現場打ちマンホールの材料は、第2編第2章土木工事材料の規定による。	見直しによる追加
							2	3	6	2	2	1	2.	2. 使用材料の規格などは、設計図書によらなければならない。	見直しによる追加
							2	3	6	3	0	1	2-3-6-3	マンホール鉄ふた	見直しによる追加

## 電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)						新条文(R4.4)						改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文	
							2	3	6	3	1	1	1.	1. マンホール鉄ふたは、道路構造令に基づく車両荷重などに耐え得る構造とし、破壊荷重等を表示するものとする。	見直しによる追加
							2	3	6	3	2	1	2.	2. 形状及び寸法は、設計図書によらなければならない。	見直しによる追加
							2	3	6	3	3	1	3.	3. ふた開閉工具を、マンホールの種別ごとに、1組以上添付するものとする。	見直しによる追加
							2	3	6	3	4	1	4.	4. 光ケーブル用マンホールの鉄ふたは、鍵を取り付けられる構造とする。	見直しによる追加
2	3	11	0	0	1	第11節									見直しによる削除
2	3	11	1	0	1	2-3-11-1									見直しによる削除
2	3	11	1	1	1	1.									見直しによる削除
2	3	11	1	1	2										見直しによる削除
2	3	11	1	1	2										見直しによる削除
2	3	11	1	1	4										見直しによる削除
2	3	11	1	1	5										見直しによる削除
2	3	11	1	2	1	2.									見直しによる削除
2	3	11	1	2	2										見直しによる削除
2	3	11	1	2	3										見直しによる削除
2	3	11	1	2	4										見直しによる削除
2	3	11	1	3	5	3.									見直しによる削除
2	3	11	2	0	1	2-3-11-2									見直しによる削除
2	3	11	2	1	1	1.									見直しによる削除
2	3	11	2	2	1	2.									見直しによる削除
3	0	0	0	0	1	第3編	3	0	0	0	0	1	第3編	電気設備工事共通編	
3	4	0	0	0	1	第4章	3	4	0	0	0	1	第4章	共通設備工	
3	4	3	0	0	1	第3節	3	4	3	0	0	1	第3節	一般事項	
							3	4	3	1	0	1	3-4-3-1	一般事項	見直しによる追加
							3	4	3	1	1	1	1.	1. 受注者は、設備の据付調整に先立ち、監督員と十分打合せを行うものとする。	見直しによる追加
							3	4	3	1	2	1	2.	2. 受注者は、設備の据付調整を十分な技術と経験を有する技術者により行うものとし作業の円滑化に努めるものとする。	見直しによる追加
							3	4	3	1	3	1	3.	3. 受注者は、設備の据付調整の際、施工する設備はもとより、既設機器や構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。	見直しによる追加
							3	4	3	1	3	2		万一損傷した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、受注者の責により速やかに復旧または修復するものとする。	見直しによる追加
							3	4	3	1	4	1	4.	4. 受注者は、設備の据付調整を実施するにあたり、既設通信回線及び既設設備の運用に支障をきたすおそれがある場合は、事前に監督員と協議するものとする。	見直しによる追加
							3	4	3	2	0	1	3-4-3-2	各種設備等の包装・運搬	見直しによる追加

## 電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)						新条文(R4.4)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文		
						3	4	3	2	0	2		受注者は、設計図書によるほか、以下の事項に留意し包装・運搬を行うものとする。	見直しによる追加		
						3	4	3	2	0	3	(1)	包装は、装置等を水・湿気・衝撃等から保護するとともに、運搬・保管に耐え得る構造であるものとする。	見直しによる追加		
						3	4	3	2	0	4	(2)	外装用段ボール箱「JIS Z 1506」を使用する場合の、一括包装内の総質量は30kg以下であることとする。	見直しによる追加		
						3	4	3	6	0	1	3-4-3-6	各種設備等の撤去	見直しによる追加		
						3	4	3	6	0	2		受注者は、再使用する設備等に、以下の処置を施すものとする。	見直しによる追加		
						3	4	3	6	0	3	(1)	防雨・防湿処理を行い、指定された箇所へ保管されていること。	見直しによる追加		
						3	4	3	6	0	4	(2)	装置を移動する際、機能に支障がないよう衝撃等に注意すること。	見直しによる追加		
						3	4	3	6	0	5	(3)	記録表の取付け。	見直しによる追加		
						3	4	3	6	0	6		撤去した装置等の側面に、以下の事項を記載した記録表を取付けるものとする。 ・装置名称 ・撤去年月 ・製造年月 ・施工業者名 ・製造業者名	見直しによる追加		
						3	4	4	0	0	1	第4節	共通事項	見直しによる追加		
						3	4	4	4	0	1	3-4-4-4	器材の落下防止	見直しによる追加		
						3	4	4	4	1	1	1.	1. 第三者被害の懸念を有する壁面又は天井面にあつて施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト部においては、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングを施工するものとする。	見直しによる追加		
						3	4	4	4	2	1	2.	2. 壁面又は天井面にあつて施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数を静荷重の10倍、またはあと施工アンカーボルトの許容引張荷重(長期荷重用)のいずれか大きい値により、非破壊引張試験を実施するものとする。	見直しによる追加		
						3	4	4	4	3	1	3.	3. 受注者は、発注者が示す強度検討資料の照査結果を提出し、監督員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。	見直しによる追加		
						3	4	4	4	3	2		なお、発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督員と協議するものとする。	見直しによる追加		
3	4	5	0	0	1	第5節	配管・配線工	3	4	5	0	0	1	第5節	配管・配線工	
						3	4	5	2	0	1	3-4-5-2	屋内露出配管	見直しによる追加		
						3	4	5	2	1	1	1.	金属管配管	見直しによる追加		
						3	4	5	2	1	2	(1)	露出配管	見直しによる追加		
						3	4	5	2	1	3		1) 管の切り口は、リーマを使用して平滑にする。	見直しによる追加		
						3	4	5	2	1	4		2) ボックス類は、造営材その他に堅固に取付ける。	見直しによる追加		
						3	4	5	2	1	5		3) 分岐回路の配管は、1区間の屈折箇所は4か所以下とし、曲げ角度の合計270°を越えてはならない。	見直しによる追加		
						3	4	5	2	1	6		4) 管の曲げ半径は管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90°を越えてはならない。ただし、管の内径が25mm以下の場合で、工事上やむを得ない場合は、監督員の承諾を得て、管内断面が著しく変形せず管にひび割れが生じるおそれのない程度まで、管の曲げ半径を小さくすることができる。	見直しによる追加		
						3	4	5	2	1	7		5) 管の支持はサドル、ハンガなどを使用し、取付間隔は2m以下とする。ただし、管とボックスなどとの接続点に近い箇所及び管端は固定すること。	見直しによる追加		

## 電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)						新条文(R4.4)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
						3	4	5	2	1	8		6) 管の貫通は、建造物の構造及び強度に支障のないように行うものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	9		7) 露出配管は、壁面などに沿って敷設し、立上げまたは立下げの場合は、壁面または支持金物に沿って敷設すること。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	10		8) 管を支持する金物は鋼製とし、管数、管の配列及びこれを支持する箇所状況に応じたものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	11		9) 管を支持する金物は、壁などの構造体に堅固に取付けるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	12	(2)	埋込配管	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	13		埋込配管は、本条1項(1)の1)～5)の規定によるほか、以下によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	14		1) 管の埋込みまたは貫通は、建造物の構造及び強度に支障のないように行うものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	15		2) コンクリート埋込みとなる管路は、管を鉄線で鉄筋に結束し、コンクリート打ち込み時に容易に移動しないようにする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	16	(3)	管の接続	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	17		1) 管相互の接続は、カップリングまたはねじなしカップリングを使用し、ねじ込み、突合せ及び締付けを十分に行うものとする。また、管とボックス、分電盤などとの接続が、ねじ込みによらないものには、内外面にロックナットを使用して接続部分を締付け、管端には絶縁ブッシングを設ける。ただし、ねじなしコネクタでロックナット及びブッシングを必要としないものは、この限りでない。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	18		2) 管を送り接続とする場合は、ねじなしカップリング、カップリング及びロックナット2個を使用する。ただし、製造工場でのねじ切り加工を行った管のねじ部分には、ロックナットを省略してもよいものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	19		3) 接地を施す金属管と配分電盤、プルボックスなどとの間は、ボンディングを行い電氣的に接続すること。ただし、ねじ込み接続となる箇所及びねじなし丸型露出ボックス、ねじなし露出スイッチボックスなどに接続される箇所には、ボンディングを省略してもよいものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	20		4) ボンディングに用いる接続線は、表3-4-2に示す軟銅線を使用する。ただし、低圧電動機に至る配管に施すボンディングの接続線は、表3-4-3でもよいものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	21		表3-4-2 ボンド線の太さ	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	22		表3-4-3 電動機用配管のボンド線の太さ	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	23		5) 管は、伸縮の予想される箇所に、伸縮継手などを使用して接続すること。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	24		6) 湿気の多い場所または水気のある場所に施設する配管の接続部は、防湿または防水処理を施すものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	25	(4)	配管の養生及び清掃	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	26		1) 管には、水気、塵埃などが浸入しないようにし、コンクリート打ちの場合は、管端にパイプキャップ、ブッシュキャップなどを用いて十分養生すること。	見直しによる追加
						3	4	5	2	1	27		2) 管及びボックスは、配管完了後速やかに清掃する。ただし、コンクリート打ちの場合は、型枠取外し後、速やかに管路の清掃、導通確認を行うものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	1	2.	合成樹脂管配管	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	2	(1)	露出配管	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	3		1) ボックス類は、造営材、その他に堅固に取付ける。なお、点検できない場所に施設してはならない。	見直しによる追加

## 電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)						新条文(R4.4)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
						3	4	5	2	2	4		2) 管の曲げ半径は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90度を越えてはならない。分岐回路の配管は、1区間の屈折箇所は4箇所以下とし、曲げ角度の合計は270度を越えてはならない。ただし、管の内径が22mm以下の場合で、工地上やむを得ない場合は、監督職員の承諾を得て、管内断面が著しく変形せず管にひび割れが生じる恐れのない程度まで、管の曲げ半径を小さくすることができる。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	5		3) 管の支持は、サドル、クリップ、ハンガなどを使用し、取付間隔は1.5m以下とする。ただし、管相互の接続点の両側、管とボックスなどとの接続点に近い箇所及び管端は固定する。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	6		4) 管の貫通は、建造物の構造及び強度に支障のないように行うものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	7		5) 露出配管は、壁面などに沿って敷設し、立上げまたは立下げの場合は、壁面または支持金物に沿って敷設すること。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	8		6) 管を支持する金物は鋼製とし、管数、管の配列及びこれを支持する箇所の状況に応じたものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	9		7) 管を支持する金物は、壁などの構造体に堅固に取付けるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	10	(2)	埋込配管	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	11		埋込配管は、本条1項(1)の1)～3)の規定によるほか、以下によるものとする。ただし、配管の支持間隔は1.5m以下とする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	12		1) コンクリート埋込みとなる管路は、管をバインド線、専用支持金具などを用いて1.5m以下の間隔で鉄筋に結束し、コンクリート打ち込み時に容易に移動しないようにする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	13		2) 管の埋込みまたは貫通は、建造物の構造及び強度に支障のないように行うものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	14	(3)	管の接続	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	15		1) 合成樹脂管相互の接続は、TSカップリングによって行うものとする。なお、この場合は、TSカップリング用の接着材を、むらなく塗布して完全に接続すること。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	16		2) 合成樹脂製可とう管と合成樹脂管及び合成樹脂製可とう管相互の接続は、それぞれに適合するカップリングにより行うものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	17		3) 合成樹脂管とボックスとの接続は、ハブ付きボックスによるほか、コネクタを使用し、1)または2)に準じて行うものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	18		4) 合成樹脂製可とう管とボックス及びエンドカバーなどの付属品との接続は、コネクタにより行うものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	19		5) 合成樹脂製可とう管と金属管などの異種管との接続は、ボックスまたは適合するカップリングにより行うものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	20		6) 合成樹脂管は、伸縮の予想される箇所及び直線部が10mを超える場合には、伸縮カップリングを使用して接続すること。また、配管の支持方法についても伸縮を考慮すること。	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	21		7) 湿気が多い場所または水気のある場所に施設する配管の接続部は、防湿または防水処理を施すものとする	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	22	(4)	配管の養生及び清掃	見直しによる追加
						3	4	5	2	2	23		配管の養生及び清掃は、本条1項(4)の規定による。	見直しによる追加
						3	4	5	3	0	1	3-4-5-3	屋外露出配管	見直しによる追加
						3	4	5	3	1	1	1.	金属管配管	見直しによる追加
						3	4	5	3	1	2		金属管配管は、第3編3-4-5-2 屋内露出配管1項の規定によるほか、以下によるものとする。	見直しによる追加

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)						新条文(R4.4)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
						3	4	5	3	1	3	(1)	屋上で露出配管を行う場合は、防水層を傷つけないように行うものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	3	1	4	(2)	雨のかかる場所での管端は、下向きに曲げ、雨水が浸入しないようにする。	見直しによる追加
						3	4	5	3	2	1	2.	合成樹脂配管	見直しによる追加
						3	4	5	3	2	2		合成樹脂配管は、第3編3-4-5-2 屋内露出配管2項の規定による。ただし、合成樹脂管の露出配管において、耐候性のないものは直接太陽光線が当たる場所に施工してはならない。	見直しによる追加
						3	4	5	6	0	1	3-4-5-6	屋外配線	見直しによる追加
						3	4	5	6	1	1	1.	一般事項	見直しによる追加
						3	4	5	6	1	2		一般事項は、第3編3-4-5-5 屋内配線の規定の屋内を屋外に読み替えるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	6	2	1	2.	配線	見直しによる追加
						3	4	5	6	2	2		配線は、第3編3-4-5-5 屋内配線2項及び3項の規定による。	見直しによる追加
						3	4	5	7	0	1	3-4-5-7	架空配線	見直しによる追加
						3	4	5	7	1	1	1.	低高圧架空電線の高さ	見直しによる追加
						3	4	5	7	1	2		低圧架空電線または高圧架空電線の高さは、「電気設備の技術基準の解釈第68条低高圧架空電線の高さ」の規定によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	7	2	1	2.	低高圧架空電線と建造物との接近	見直しによる追加
						3	4	5	7	2	2	(1)	低圧架空電線または高圧架空電線を、建造物と接近状態に施設する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第71条低高圧架空電線と建造物との接近」の規定によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	7	3	1	3.	低高圧架空電線と道路等との接近または交差	見直しによる追加
						3	4	5	7	3	2		低圧架空電線または高圧架空電線を道路(車両及び人の往来がまれであるものを除く。以下この項において同じ。)、横断歩道橋、鉄道または軌道(以下この項において「道路等」という。)と接近状態に施設する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第72条低高圧架空電線と道路等との接近又は交差」の規定によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	7	4	1	4.	低高圧架空電線と索道との接近または交差	見直しによる追加
						3	4	5	7	4	2		低圧架空電線または高圧架空電線が、索道と近接状態に施設される場合は、「電気設備の技術基準の解釈第73条低高圧架空電線と索道との接近又は交差」の規定によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	7	5	1	5.	低高圧架空電線相互の接近または交差	見直しによる追加
						3	4	5	7	5	2		低圧架空電線または高圧架空電線が、他の低圧架空電線路または高圧架空電線路と接近または交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第74条低高圧架空電線と他の低高圧架空電線路との接近又は交差」の規定によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	7	6	1	6.	低高圧架空電線と電車線等または電車線等の支持物との近接または交差低圧架空電線または高圧架空電線が、低圧若しくは高圧の電車線等の支持物と接近または交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第75条低高圧架空電線と電車線等又は電車線等の支持物との接近又は交差」の規定によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	7	7	1	7.	低高圧架空電線と架空弱電流電線路等との近接または交差低圧架空電線または高圧架空電線を架空弱電流電線路等と接近または交差する場合は、「電気設備の技術基準の解釈第76条低高圧架空電線と架空弱電流電線路等との接近又は交差」の規定によるものとする	見直しによる追加

## 電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)						新条文(R4.4)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
						3	4	5	7	8	1	8.	低高圧架空電線とアンテナとの接近または交差	見直しによる追加
						3	4	5	7	8	2		低圧架空電線または高圧架空電線が、アンテナと接近状態に施設される場合は、「電気設備の技術基準の解釈第77条低高圧架空電線とアンテナとの接近又は交差」の規定によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	7	9	1	9.	低高圧架空電線と他の工作物との接近または交差	見直しによる追加
						3	4	5	7	9	2		低圧架空電線または高圧架空電線が、建造物、道路(車両及び人の往来がまれであるものを除く。)、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、他の低圧架空電線路または高圧架空電線路、電車線等、架空弱電流電線路等、アンテナ及び特別高圧架空電線以外の工作物(以下この項において「他の工作物」という。)と接近して施設される場合、または他の工作物の上に交差して施設される場合は、「電気設備の技術基準の解釈第78条低高圧架空電線と他の工作物との接近又は交差」の規定によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	7	10	1	10.	低高圧架空電線と植物との離隔距離	見直しによる追加
						3	4	5	7	10	2		低圧架空電線または高圧架空電線は、平時吹いている風等により、植物に接触しないように施設すること。ただし、「電気設備の技術基準の解釈第79条低高圧架空電線と植物との接近」の規定による場合は、この限りでない。	見直しによる追加
						3	4	5	7	11	1	11.	低高圧架空引込線の高さ	見直しによる追加
						3	4	5	7	11	2		(1) 低圧架空引込線の電線の高さは、「電気設備の技術基準の解釈第116条低圧架空引込線等の施設第1項六」の規定によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	7	11	3		(2) 高圧架空引込線の電線の高さは、「電気設備の技術基準の解釈第117条高圧架空引込線等の施設第1項四」の規定によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	7	11	4	12.	架線は、径間の途中で接続を行わないものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	7	11	5	13.	絶縁電線相互の接続箇所は、カバーまたはテープ巻きにより絶縁処理を行うものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	7	11	6	14.	架空ケーブルのちよう架用線は、垂鉛めつき鋼より線を使用し、ハンガなどでちよう架する場合は0.5m以下の間隔とする。	見直しによる追加
						3	4	5	7	11	7	15.	引込口は、雨水が屋内に浸入しないようにする。	見直しによる追加
						3	4	5	8	0	1	3-4-5-8	電力ケーブル端末処理	見直しによる追加
						3	4	5	8	1	1	1.	高圧ケーブルなどの端末処理	見直しによる追加
						3	4	5	8	1	2		高圧ケーブルなどの端末処理は、以下のいずれかの方法によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	5	8	1	3		(1) 絶縁テープ巻きによる方法。ただし、乾燥した場所に限る。	見直しによる追加
						3	4	5	8	1	4		(2) プレハブ形による方法。	見直しによる追加
						3	4	5	8	1	5		(3) モールドストレスコーン差込形による方法。	見直しによる追加
						3	4	5	8	1	6		(4) コンパクト形端末ミニコーンによる方法。	見直しによる追加
						3	4	5	8	1	7		(5) その他同等以上の方法。	見直しによる追加
						3	4	5	8	2	1	2.	ビニル外装ケーブルなどの端末処理	見直しによる追加
						3	4	5	8	2	2		(1) ケーブルの心線は、絶縁キャップで色別する。	見直しによる追加
						3	4	5	8	2	3		(2) 600V用ケーブルを、分電盤のコンパートメント内などで端末処理する場合は、心線を自己融着テープ及び粘着ビニルテープを使用して、十分に保護すること。	見直しによる追加
						3	4	5	8	3	1	3.	弱電流用ケーブルの端末処理	見直しによる追加



電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)										新条文(R4.4)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
								3	4	5	8	3	2		弱電流用ケーブルの端末処理は、くし形または扇形に編み上げの上、端末に成端する。	見直しによる追加				
								3	4	5	9	0	1	3-4-5-9	電力ケーブル接続	見直しによる追加				
								3	4	5	9	1	1	1.	絶縁電線相互及び絶縁電線とケーブルとの接続部分は、絶縁テープなどにより、絶縁被覆と同等以上の効力があるように巻き付けるか、または同等以上の効力を有する絶縁物を被せるなどの方法により、絶縁処理を行うものとする。	見直しによる追加				
								3	4	5	9	2	1	2.	低圧のケーブル相互の接続部分は、ケーブル専用の接続器を用いる場合を除き、ケーブルの絶縁物及びシースと同等以上の効力を有するように、適合した絶縁テープを巻き付けるか、または同等以上の効力を有する絶縁物を被せるなどの方法または合成樹脂モールド工法により、絶縁処理を行うものとする。	見直しによる追加				
								3	4	5	9	3	1	3.	高圧ケーブルの端末処理または接続部分の処理は、使用する高圧ケーブルに適合するケーブル端末接続函及び処理材料を用い、かつ、その製造者の規格処理方法によるものとする。	見直しによる追加				
								3	4	5	9	4	1	4.	耐火ケーブル相互及び耐熱ケーブル相互は、「耐火・耐熱電線認定業務委員会」の認定を受けた材料及び工法によるものとする。 なお、耐火ケーブル相互の接続は、「耐熱電線接続部の標準工法」によってもよいものとする。	見直しによる追加				
								3	4	5	9	5	1	5.	耐熱ビニル電線、架橋ポリエチレン電線、及び600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを、耐熱配線に使用する場合の電線相互の接続は、使用する電線の絶縁物、シースと同等以上の絶縁性能及び耐熱性能を有すること。	見直しによる追加				
								3	4	5	9	6	1	6.	ケーブルの接続はキャビネット、またはボックス内で行うものとする。	見直しによる追加				
								3	4	5	9	7	1	7.	電線等の端末処理は、心線を傷つけないように行い、湿気のある場所では合成樹脂モールドを用いて成端部を防護し、エポキシ樹脂またはウレタン樹脂などを注入して、防湿成端処理を行うものとする。	見直しによる追加				
								3	4	5	9	8	1	8.	水中電動機に付属するケーブルは、水気のある場所で接続してはならない。	見直しによる追加				
								3	4	5	9	9	1	9.	電動機の発熱の影響を受ける場所で、電動機と配線の接続部分に絶縁テープ処理を行う場合は、電動機の絶縁種別を考慮した、耐熱性能を有する絶縁テープを使用する。	見直しによる追加				
								3	4	5	10	0	1	3-4-5-10	コンクリート穴あけ・はつり	見直しによる追加				
								3	4	5	10	1	1	1.	コンクリートの穴あけ・はつりは、設計図書により行うものとするが現場の状況で、その必要が生じた場合は、施工図を作成し監督職員に提出しなければならない。	見直しによる追加				
								3	4	5	10	2	1	2.	作業は、建造物損傷、作業中のはつり殻及びほこりの飛散等周辺に悪影響を与えないように、慎重に行うものとする。	見直しによる追加				
								3	4	5	10	3	1	3.	放射線透過検査などの非破壊検査は、必要に応じて行うものとする。	見直しによる追加				
								3	4	5	10	4	1	4.	配管等施工後は、モルタル等により補修を行うものとする。	見直しによる追加				
								3	4	5	12	0	1	3-4-5-12	殻運搬処理	見直しによる追加				
								3	4	5	12	0	2		殻運搬処理は、第3編第2章第7節殻運搬処理工の規定による。	見直しによる追加				
								3	4	6	0	0	1	第6節	配線器具設置工	見直しによる追加				
								3	4	6	1	0	1	3-4-6-1	ダクト取付	見直しによる追加				
								3	4	6	1	1	1	1.	金属ダクト	見直しによる追加				
								3	4	6	1	1	2	(1)	ダクトの敷設	見直しによる追加				



## 電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)						新条文(R4.4)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
							3	4	6	1	1	3	1) ダクトまたは支持する金物は、スラブ、その他の構造体に吊りボルトまたはボルトで取付けるものとし、あらかじめ取付け用インサートまたはボルトを埋込むものとする。ただし、やむを得ない場合は、ダクト及び収容されるケーブルなどの荷重に耐えることができる、メカニカルアンカーボルトを用いるものとする。	見直しによる追加
							3	4	6	1	1	4	2) ダクトの支持間隔は3m以下とする。ただし、配線室内などの場所において、垂直に敷設する場合は、6m以下の範囲で各階支持としてもよいものとする。	見直しによる追加
							3	4	6	1	1	5	3) ダクトを支持する吊りボルトは、ダクトの幅が600mm以下のものはM9以上、600mmを越えるものはM12以上とする。	見直しによる追加
							3	4	6	1	1	6	(2)ダクトの接続	見直しによる追加
							3	4	6	1	1	7	1) ダクト相互及びダクトと配分電盤、プルボックスなどとの間は、突合せを完全にし、ボルトなどにより接続すること。	見直しによる追加
							3	4	6	1	1	8	2) ダクト相互は、電気的に接続すること。	見直しによる追加
							3	4	6	1	1	9	3) ダクトと配分電盤、プルボックスなどとの間は、ボンディングを行い電気的に接続すること。	見直しによる追加
							3	4	6	1	1	10	4) ボンディングに用いる接続線は、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(3)の3)~4)の規定による。	見直しによる追加
							3	4	6	1	1	11	5) ダクトが床または壁を貫通する場合は、貫通部分でダクト相互またはダクトとプルボックスなどの接続を行ってはならない。	見直しによる追加
							3	4	6	1	1	12	6) 接地については、第3編第4章第16節接地設置工の規定による。	見直しによる追加
							3	4	6	1	2	1 2.	フロアダクト	見直しによる追加
							3	4	6	1	2	2	(1)ダクトの敷設	見直しによる追加
							3	4	6	1	2	3	1) ダクトは、間隔2m以下ごとにダクトサポートを使用し、水平で、かつ、一直線になるように敷設すること。なお、ダクト端及びダクトとボックスの接続点では、接続点に近い箇所ダクトを支持すること。	見直しによる追加
							3	4	6	1	2	4	2) ダクトの切り口は、平滑にすること。	見直しによる追加
							3	4	6	1	2	5	3) ジャンクションボックス及びインサートは、床仕上面から突出させないようにし、かつ、水、塵埃などが浸入しないように敷設すること。	見直しによる追加
							3	4	6	1	2	6	4) ダクトの終端部は、ダクトエンドで閉そくすること。	見直しによる追加
							3	4	6	1	2	7	(2)ダクトの接続	見直しによる追加
							3	4	6	1	2	8	1) ダクト相互、ダクトとジャンクションボックス及び金属管とジャンクションボックスの管は、電気的に接続すること。	見直しによる追加
							3	4	6	1	2	9	2) ボンディングに用いる接続線は、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(3)の3)~4)の規定による。	見直しによる追加
							3	4	6	1	2	10	3) ダクト相互の接続は、ダクトカップリングによるものとする。	見直しによる追加
							3	4	6	1	2	11	4) ダクトと金属管、合成樹脂製可とう管、可とう電線管などの接続は、ジャンクションボックスまたはエンドコネクタを用いて行うものとする。	見直しによる追加
							3	4	6	1	2	12	5) 接地については、第3編第4章16節接地設置工の規定による。	見直しによる追加
							3	4	6	1	3	1 3.	バスダクト	見直しによる追加
							3	4	6	1	3	2	(1)ダクトの敷設	見直しによる追加
							3	4	6	1	3	3	1) ダクトまたは支持する金物は、スラブ、その他の構造体に吊りボルトまたはボルトで取付けるものとし、あらかじめ取付け用インサートまたはボルトを埋込む。ただし、やむを得ない場合は、バスダクト及びバスダクト内の導体などの荷重に耐え得る強度を有する、あと施工アンカーボルトを用いるものとする。	見直しによる追加

## 電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)						新条文(R4.4)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
						3	4	6	1	3	4		2) ダクトの支持間隔は3m以下とする。また、垂直に敷設する場合で配線室などの部分は、6m以下の範囲で各階支持としてもよい。	見直しによる追加
						3	4	6	1	3	5		3) ダクトの終端部及びブラグインバスダクトのうち、使用しない差込み口は閉そくすること。ただし、換気形の場合はこの限りでない。	見直しによる追加
						3	4	6	1	3	6		4) ダクトを垂直に取付ける場合は、必要に応じスプリングなどを用いた、防振構造の支持物を使用すること。	見直しによる追加
						3	4	6	1	3	7	(2)	ダクトの接続	見直しによる追加
						3	4	6	1	3	8		1) ダクト相互、導体相互及びダクトと配分電盤などとの間は、突合せを完全にし、ボルトなどにより接続すること。なお、ダクトと配分電盤などの接続点には、点検が容易にできる部分に、不可逆性の感熱表示ラベルなどを取付けるものとする。	見直しによる追加
						3	4	6	1	3	9		2) ステンレス及びアルミ導体と銅導体との間は、異種金属接触による腐食を起さないよう適切な措置を施すものとする。	見直しによる追加
						3	4	6	1	3	10		3) ダクト相互及びダクトと配分電盤などとの間は、ボンディングを行い、電気的に接続する。ただし、電気的に完全に接続されている場合は、ダクト相互の接続部のボンディングは省略してもよい。	見直しによる追加
						3	4	6	1	3	11		4) ボンディングに用いる接続線は、表3-4-5に示す太さの軟銅線、銅帯または平編すずめつき銅線とする。	見直しによる追加
						3	4	6	1	3	12		表3-4-5 ボンド線の太さ	見直しによる追加
						3	4	6	1	3	13		5) ダクトが床または壁を貫通する場合は、貫通部分で接続してはならない。	見直しによる追加
						3	4	6	1	3	14		6) 接地については、第3編第4章第16節接地設置工の規定による。	見直しによる追加
						3	4	6	1	4	1 4.		金属線び	見直しによる追加
						3	4	6	1	4	2	(1)	線びの敷設	見直しによる追加
						3	4	6	1	4	3		1) 一種金属線びのベースは、1m以下の間隔で、造管材に取付けるものとする。ただし、端部、突合せ部及びボックスなどとの接続点では、接続点に近い箇所固定する。	見直しによる追加
						3	4	6	1	4	4		2) 二種金属線びの支持は、本条3項(1)の規定によるほか、支持間隔は1.5m以下とし、吊りボルトのM9以上とする。なお、振止めを施すものとする。	見直しによる追加
						3	4	6	1	4	5	(2)	線びの接続	見直しによる追加
						3	4	6	1	4	6		1) 線び及び付属品は、電気的に接続すること。	見直しによる追加
						3	4	6	1	4	7		2) 一種金属線びの接続部(線び相互及び線びとボックス間)は、ボンディングを行い電気的に接続すること。	見直しによる追加
						3	4	6	1	4	8		3) 二種金属線びとボックス、金属管または可とう電線管などの金属製部分との間は、ボンディングを行い電気的に接続すること。	見直しによる追加
						3	4	6	1	4	9		4) ボンディングに用いる接続線は、第3編3-4-5-2 屋内露出配管1項(3)の4)の規定に示す太さの軟銅線、または同等以上の銅帯などとする。	見直しによる追加
						3	4	6	1	4	10		5) 接地については、第3編第4章第16節接地設置工の規定による。	見直しによる追加
						3	4	6	1	5	1 5.		合成樹脂線び	見直しによる追加
						3	4	6	1	5	2	(1)	線びの敷設	見直しによる追加
						3	4	6	1	5	3		1) 線びのベースは、造管材に0.5m以下の間隔でねじ止めとするか、または接着材、その他の方法で取付けるものとする。ただし、端部、突合せ部または器具取付け部分では、0.1m以下の間隔で2箇所ねじ止めとする。	見直しによる追加
						3	4	6	1	5	4		2) 線びの終端部は閉そくすること。	見直しによる追加

電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)						新条文(R4.4)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
						3	4	6	1	5	5	(2)	線びの接続	見直しによる追加
						3	4	6	1	5	6		1) 線び及び付属品は、相互にすき間なく接続すること。	見直しによる追加
						3	4	6	1	5	7		2) 隅部分の接続は、突合せ法とする。	見直しによる追加
						3	4	6	2	0	1	3-4-6-2	ケーブルラック設置	見直しによる追加
						3	4	6	2	0	2		ケーブルラック取付けは、以下によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	6	2	0	3	(1)	ケーブルラックまたは支持する金物は、天井及び壁などの構造体に、ラック本体及び敷設されるケーブルなどの荷重に耐え得る強度を有する吊りボルトまたはメカニカルアンカーボルトを用いて取付けるものとする。	見直しによる追加
						3	4	6	2	0	4	(2)	つり材の長さが平均200mmを超過するか、幅400mm以上のケーブルラックを敷設する場合、耐震支持を行わなければならない。	見直しによる追加
						3	4	6	2	0	5	(3)	ケーブルラックの水平支持間隔は、鋼製では2m以下、アルミ製では1.5m以下とする。ただし、直線部と直線部以外との接続点では、接続点に近い箇所で支持すること。	見直しによる追加
						3	4	6	2	0	6	(4)	ケーブルラックの垂直支持間隔は3m以下とする。ただし、配線室内などの部分は6m以下の範囲で、各階支持としてもよいものとする。	見直しによる追加
						3	4	6	2	0	7	(5)	ケーブルラック本体相互は、ボルトなどにより電氣的に接続すること。	見直しによる追加
						3	4	6	2	0	8	(6)	ケーブルラックの終端部、自在継手部及びエキスパンション部には、第3編3-4-5-2 屋内露出配管1項(3)の4)の規定に示す太さの接続線を用いてボンディングを行い、電氣的に接続すること。ただし、自在継手部において、電氣的に接続されている場合には、ラック相互の接続部のボンディングは省略できる。	見直しによる追加
						3	4	6	2	0	9	(7)	壁面、天井面固定のメカニカルアンカーボルトは、二重落下防止の対策が施されたものを使用しなければならない。	見直しによる追加
						3	4	6	2	0	10	(8)	ケーブルラックを支持する吊りボルトは、ケーブルラックの幅が600mm以下のものではM9以上、600mmを越えるものではM12以上とすること。	見直しによる追加
						3	4	6	2	0	11	(9)	アルミ製ケーブルラックは、支持物との間に異種金属接触による腐食を起さないよう適切な措置を施すものとする。	見直しによる追加
						3	4	9	0	0	1	第9節	ハンドホール設置工	見直しによる追加
						3	4	9	1	0	1	3-4-9-1	ハンドホール設置工	見直しによる追加
						3	4	9	1	1	1	1.	プレキャストハンドホール設置	見直しによる追加
						3	4	9	1	1	2		ハンドホール及びマンホールは、プレキャスト製品の設置を行うもので、以下によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	9	1	1	3		1) ハンドホール及びマンホールの施工については、土木工事共通仕様書第10編10-12-5-3 プレキャストボックス工(特殊部)の規定による。	見直しによる追加
						3	4	9	1	1	4		2) マンホールの壁には、ケーブル及び接続部を支える支持金物を取付け、支持金物には陶製または樹脂製などの枕を設けるものとする。	見直しによる追加
						3	4	9	1	1	5		3) マンホール、ハンドホールの鉄ふたは、黒色防錆塗装を施したものである。マンホールに使用する鉄ふたには鋳形流し込みで、ハンドホールに使用する鉄ふたには鋳形流し込みとし、必要によりペンキで用途名を表示する。	見直しによる追加
						3	4	9	1	1	6		4) マンホールには、設計図書に基づき、昇降用タラップを設けるものとする。なお、昇降用タラップを設けない場合は、各マンホールに共用できる昇降用金属製はしご1台を具備すること。	見直しによる追加
						3	4	9	1	2	1	2.	現場打ちハンドホール設置	見直しによる追加
						3	4	9	1	2	2	(1)	ハンドホールの寸法などは、設計図書によらなければならない。	見直しによる追加

## 電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)										新条文(R4.4)									
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由			
								3	4	9	1	2	3	(2)	現場打ちハンドホールの施工については、土木工事共通仕様書第10編10-12-5-4 現場打ボックス工(特殊部)の規定による。	見直しによる追加			
								3	4	9	1	2	4	(3)	ハンドホール及びマンホールのふたなどは、本条1項2)～4)の規定による。	見直しによる追加			
								3	4	9	2	0	1	3-4-9-2	作業土工(電気)	見直しによる追加			
								3	4	9	2	1	1	1.	作業土工(電気)は、第3編第2章第6節作業土工(電気)の規定によるほか、以下によるものとする。	見直しによる追加			
								3	4	9	2	1	2	(1)	床掘幅は、ハンドホールなどの施工が可能な最小幅とする。	見直しによる追加			
								3	4	9	2	1	3	(2)	道路沿いの床掘を行う場合は、交通安全施設を設置し、保安を確保しなければならない。	見直しによる追加			
								3	4	9	2	1	4	(3)	舗装の切り取りは、コンクリートカットにより行い、周囲に損傷を与えないこと。	見直しによる追加			
								3	4	9	2	1	5	(4)	床掘は、他の地中埋設物に損傷を与えないように、注意して行うものとする。	見直しによる追加			
								3	4	9	2	1	6	(5)	床掘は、所定の深さまで行った後、石や突起物を取り除き、突固めを行うものとする。	見直しによる追加			
								3	4	9	2	1	7	(6)	埋戻しは、良質土または砂を、1層の仕上げ厚さが0.3m以下となるように均一に締固めて、順次行うものとする。	見直しによる追加			
								3	4	9	2	1	8	(7)	路面の表面仕上げを行う場合は、床掘前の路面高さと同じにし、十分締固めなければならない。なお、舗装路面などの場合は、床掘前の材料で仕上げるものとする。	見直しによる追加			
								3	4	9	2	2	1	2.	殻運搬処理	見直しによる追加			
								3	4	9	2	2	2		殻運搬処理は、第3編第2章第7節殻運搬処理工の規定による。	見直しによる追加			
3	4	10	0	0	1	第10節	ブルボックス設置工	3	4	10	0	0	1	第10節	ブルボックス設置工				
								3	4	10	3	0	1	3-4-10-3	プラスチックボックス等取付	見直しによる追加			
								3	4	10	3	0	2		プラスチックボックスの取付けは、第3編3-4-10-1 ブルボックス設置の規定による。	見直しによる追加			
3	4	16	0	0	1	第16節	接地設置工	3	4	16	0	0	1	第16節	接地設置工				
								3	4	16	4	0	1	3-4-16-4	C種接地工事の電気工作物	見直しによる追加			
								3	4	16	4	1	1	1.	300Vを超える低圧用の機器の鉄台及び金属製外箱	見直しによる追加			
								3	4	16	4	2	1	2.	300Vを超える低圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆されたものは、この限りでない。	見直しによる追加			
								3	4	16	4	3	1	3.	300Vを超える低圧ケーブル配線による電線路の、ケーブルを収める金属管、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱、ケーブルの金属被覆	見直しによる追加			
								3	4	16	4	4	1	4.	合成樹脂管配線による、300Vを超える低圧屋内配線に使用する、金属製ブルボックス及び粉じん防爆形フレキシブルフィッチング	見直しによる追加			
								3	4	16	4	5	1	5.	金属管配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による、300Vを超える低圧屋内配線の管、ダクト	見直しによる追加			
								3	4	16	4	6	1	6.	低圧屋内配線と弱電流電線の隔壁を設けて収める場合における、電線保護物の金属部分	見直しによる追加			
								3	4	16	4	7	1	7.	ガス蒸気危険場所及び粉じん危険場所内の、低圧電気機器の外箱、鉄枠、照明器具、可搬形機器、キャビネット、金属管とその付属品の露出した金属製部分	見直しによる追加			
								3	4	16	5	0	1	3-4-16-5	D種接地工事の電気工作物	見直しによる追加			

## 電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)										新条文(R4.4)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
								3	4	16	5	1	1	1.	高圧地中電線路に接続する金属製外箱	見直しによる追加				
								3	4	16	5	2	1	2.	使用電圧が300V以下の機器の、鉄台及び金属製外箱	見直しによる追加				
								3	4	16	5	3	1	3.	使用電圧が300V以下の、計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂その他の絶縁物で被覆したものは、この限りでない。	見直しによる追加				
								3	4	16	5	4	1	4.	低圧または高圧架空配線にケーブルを使用し、これをちよう架する場合のちよう架用線及びケーブルの被覆に使用する金属体。ただし、低圧架空配線の場合、ちよう架用線に絶縁電線またはこれと同等以上の絶縁効力のあるものを使用する場合は、ちよう架用線の接地を省略できるものとする。	見直しによる追加				
								3	4	16	5	5	1	5.	地中配線を取る金属製の暗さよ、管及び管路、金属製の配線接続箱並びに地中配線の金属被覆	見直しによる追加				
								3	4	16	5	6	1	6.	使用電圧が300Vを超える、低圧または高圧計器用変成器の2次側回路	見直しによる追加				
								3	4	16	5	7	1	7.	使用電圧が300V以下の、低圧の合成樹脂管配線に使用する金属製プルボックス及び粉じん防爆形フレキシブルフィッチング	見直しによる追加				
								3	4	16	5	8	1	8.	使用電圧が300V以下の、低圧の金属管配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、ライティングダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、金属線び配線に使用する管、ダクト、線び及びその付属品、使用電圧が300V以下のケーブル配線に使用する、ケーブル防護装置の金属製部分、金属製接続箱、ケーブルラック、ケーブルの金属被覆など	見直しによる追加				
								3	4	16	5	9	1	9.	分電盤、開閉器箱などの金属製外箱	見直しによる追加				
								3	4	16	5	10	1	10.	変電設備の金属製支持管など	見直しによる追加				
								3	4	16	5	11	1	11.	外灯の金属製部分	見直しによる追加				
								3	4	16	5	12	1	12.	平形保護層配線における、以下の部分	見直しによる追加				
								3	4	16	5	12	2	(1)	金属保護層、ジョイントボックス及び差込接続器の金属製外箱	見直しによる追加				
								3	4	16	5	12	3	(2)	電線の接地用導体	見直しによる追加				
								3	4	16	6	0	1	3-4-16-6	C種またはD種接地工事の特例	見直しによる追加				
								3	4	16	6	1	1	1.	D種接地工事またはC種接地工事を施さなければならない金属体が、以下のいずれかに適合する場合は、当該接地工事を施したものとする。	見直しによる追加				
								3	4	16	6	1	2	(1)	D種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間が、電氣的及び機械的に確実に接続され、その間の電気抵抗値が100Ω以下である場合	見直しによる追加				
								3	4	16	6	1	3	(2)	C種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間が、電氣的及び機械的に確実に接続され、その間の電気抵抗値が10Ω以下である場合	見直しによる追加				
								3	4	16	6	2	1	2.	D種接地工事を施す電気工作物のうち、以下のものは接地工事を省略できるものとする。	見直しによる追加				
								3	4	16	6	2	2	(1)	使用電圧が直流300Vまたは交流対地電圧150V以下で、人が容易に触れる恐れのない場所または乾燥した場所で、以下の場合	見直しによる追加				
								3	4	16	6	2	3	1)	長さ8m以下の金属管及び金属線びを施設する場合	見直しによる追加				
								3	4	16	6	2	4	2)	長さ8m以下のケーブル防護装置の金属製部分及びケーブルラックの場合	見直しによる追加				
								3	4	16	6	2	5	(2)	低圧屋内配線の、使用電圧が300V以下の合成樹脂管配線に使用する、金属製ボックス及び粉塵防爆形フレキシブルフィッチングで、以下のいずれかに該当する場合	見直しによる追加				
								3	4	16	6	2	6	1)	乾燥した場所に施設する場合	見直しによる追加				

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)						新条文(R4.4)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
						3	4	16	6	2	7		2) 屋内配線の使用電圧が直流300V、または交流対地電圧150V以下の場合において、人が容易に触れる恐れがないように施設する場合	見直しによる追加
						3	4	16	6	2	8	(3)	使用電圧が300V以下で、以下の場合	見直しによる追加
						3	4	16	6	2	9		1) 4m以下の金属管を、乾燥した場所に施設する場合	見直しによる追加
						3	4	16	6	2	10		2) 4m以下の可とう電線管及び金属線を施設する場合	見直しによる追加
						3	4	16	6	2	11		3) 4m以下のケーブル防護装置の金属製部分及びケーブルラックを乾燥した場所に施設する場合	見直しによる追加
						3	4	16	6	2	12		(4) 使用電圧が直流300Vまたは交流対地電圧150V以下の機器を、乾燥した場所に施設する場合	見直しによる追加
						3	4	16	6	2	13		(5) 対地電圧が150V以下で長さ4m以下のライティングダクト	見直しによる追加
						3	4	16	6	2	14		(6) 管、暗きよ、その他の地中電線を収める防護装置の金属製部分で、防食措置を施した部分	見直しによる追加
						3	4	16	6	2	15		(7) マンホールまたはハンドホール内の、金属製低圧ケーブル支持材並びに低圧ケーブル立上りの、防護用金属製保護管など	見直しによる追加
						3	4	16	7	0	1	3-4-16-7	C種接地をD種接地にする条件	見直しによる追加
						3	4	16	7	1	1	1.	C種接地工事を施す電気工作物のうち、使用電圧が300Vを超える場合で、人の触れる恐れのないように施設する以下のものは、D種接地工事とすることができる。	見直しによる追加
						3	4	16	7	1	2	(1)	金属管配線に使用する管	見直しによる追加
						3	4	16	7	1	3	(2)	合成樹脂管配線に使用する、金属製ボックス及び粉塵防爆形フレキシブルフィッティング	見直しによる追加
						3	4	16	7	1	4	(3)	可とう電線管配線に使用する可とう管	見直しによる追加
						3	4	16	7	1	5	(4)	金属ダクト配線に使用するダクト	見直しによる追加
						3	4	16	7	1	6	(5)	バスダクト配線に使用するダクト	見直しによる追加
						3	4	16	7	1	7	(6)	ケーブル配線に使用する管その他の防護装置の金属製部分、ケーブルラック、金属製接続箱及びケーブル被覆に使用する金属体	見直しによる追加
						3	4	16	7	2	1	2.	太陽電池モジュール、燃料電池発電設備に接続する直流回路に施設する機械器具であって、使用電圧が300Vを超え450V以下のものの金属製外箱等に施すC種接地工事の接地抵抗値は、「電気設備の技術基準の解釈第29条金属製外箱等第4項」に定める条件に適合する場合は、100Ω以下とすることができる。	見直しによる追加
						3	4	16	9	0	1	3-4-16-9	A種及びB種接地の施工方法	見直しによる追加
						3	4	16	9	1	1	1.	接地極は、湿気が多い場所でガス、酸などによる腐食のおそれのない場所を選び、接地極の上端を地下0.75m以上の深さに埋設する。	見直しによる追加
						3	4	16	9	2	1	2.	接地線と接地する目的物及び接地極との接続工事は、電気的及び機械的に施工する。	見直しによる追加
						3	4	16	9	3	1	3.	接地線は地下0.75mから地表上2.0mまでの部分を、合成樹脂管(厚さ2mm未満の合成樹脂管及びCD管を除く。)またはこれと同等以上の絶縁効力及び強さのあるもので、覆わなければならない。	見直しによる追加
						3	4	16	9	4	1	4.	接地線は、接地すべき機器から0.6m以下の部分、及び地中横ばり部分を除き、必要に応じて管などに収めて外傷を防止すること。	見直しによる追加
						3	4	16	9	5	1	5.	接地線を人が触れる恐れのある場所で鉄柱、その他の金属体に沿って施設する場合は、接地極を鉄柱、その他の金属体の底面から0.3m以上深く埋設する場合は、接地極を地中でその金属体から1m以上離して埋設する。	見直しによる追加

## 電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R3.10)						新条文(R4.4)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
						3	4	16	9	6	1	6.	避雷用引下げ導線を施設してある支持物には、接地線を施設してはならない。ただし引込柱は除くものとする。	見直しによる追加
						3	4	16	10	0	1	3-4-16-10	C種及びD種接地の施工方法	見直しによる追加
						3	4	16	10	1	1	1.	第3編3-4-16-9 A種及びB種接地の施工方法1項～2項及び4項～6項の規定によるものとする。	見直しによる追加
						3	4	16	10	2	1	2.	電氣的に接続されている金属管などは、これを接地線に代えることができるものとする。	見直しによる追加
						3	4	16	10	3	1	3.	高圧ケーブル及び制御ケーブルの金属遮へい体は、1箇所で接地する。	見直しによる追加
						3	4	16	10	4	1	4.	計器用変成器の2次側回路は、原則として配電盤側接地とする。	見直しによる追加
						3	4	16	10	5	1	5.	接地導線と被接地工作物、接地線相互の接続は、はんだ付け接続をしてはならない。	見直しによる追加
						3	4	16	10	6	1	6.	接地線を保護する場合の保護管は、避雷器用接地線にはステンレス管(非磁性のものに限る。)または合成樹脂管とし、一般接地線には合成樹脂管または金属管とする。	見直しによる追加
						3	4	16	10	7	1	7.	接地線を引込む場合は、水が屋内に浸入しないように施工する。	見直しによる追加
						3	4	16	10	8	1	8.	接地端子箱内の接地線には、合成樹脂製、ファイバ製などの名札を取付け、接地種別、行先などを表示する。	見直しによる追加
						3	4	16	12	0	1	3-4-16-12	接地極位置などの表示	見直しによる追加
						3	4	16	12	0	2		接地極の埋設位置には、その近くに接地極埋設標を設け、接地抵抗値、接地種別、接地極の埋設位置、深さ及び埋設年月を明示する。ただし、電柱及び屋外灯などの柱位置の場合並びにマンホール及びハンドホールの場合は、接地極埋設標を省略してもよいものとする。	見直しによる追加





電気設備工事(道路照明工事等)共通仕様書(案) 新旧対照表

現行条文(R3.10)

新条文(R4.4)

**【追加】**

第3編 第4章 5節 2条 屋内露出配管

表3-4-2 ボンド線の太さ

配線用遮断器などの定格電流 (A)	ボンド線の太さ
100 以下	2.0mm 以上
225 以下	5.5mm <sup>2</sup> 以上
600 以下	14.0mm <sup>2</sup> 以上

表3-4-3 ボンド線の太さ

200V級発動機	400V級発動機	ボンド線の太さ
7.5kW以下	15kW以下	2.0mm 以上
22.0kW以下	45kW以下	5.5mm <sup>2</sup> 以上
37.0kW以下	75kW以下	14.0mm <sup>2</sup> 以上

第3編 第4章 6節 1条 ダクト取付

表3-4-5 ボンド線の太さ

配線用遮断器などの定格電流 (A)	ボンド線の太さ (mm <sup>2</sup> )
400 以下	22 以上
600 以下	38 以上
1000 以下	60 以上
1200 以下	100 以上